第34回日本障害者歯科学会学術大会の発表者の皆さまへ

－利益相反（COI）の開示に関するお願い－

本学会の事業活動として実施される学術集会や刊行物などで発表される研究には、新規の医薬品、医療機器、医療技術を評価・検証する臨床研究あるいは産学連携による研究・開発が含まれる場合があります。産学連携による障害者歯科学に関する基礎研究・臨床研究（以下「障害者歯科学研究」という。）において、利益相反が生じることがあります。本学会は、倫理性や専門性が担保された障害者歯科学研究を推奨するものでありますが、本学会会員のさまざまな研究活動において利益相反状態（以下「COI状態」という。）が生じることは避けられないことがあります。COI状態が深刻な場合は、研究方法、データ解析、結果の解釈などにおいて当該研究活動の正当性が歪められることが懸念されます。一方、適切な研究成果であるにもかかわらず、COI状態が開示されていない場合、公正な評価がなされないことも起こり得ます。そのために学術大会での口演およびポスター発表等において、COI状態を開示することが強く求められています。

以上のことより、演題発表者（口演、ポスター）の皆様には、COI状態の開示をお願いしております。

つきまして下記の要項に従って、COI自己申告書の提出（演題登録時に申告）および学会発表時のCOI開示（Power Pointスライド）をお願い申し上げます。

※第34回日本障害者歯科学会総会および学術大会では、演題登録時にCOI状態を申告いただく事で「COI自己申告書の提出」とさせていただきます。

**COI開示の要項**

1. 対象者：第34回学術大会の発表者全員（口演およびポスター発表のみ）および発表者に関わる配偶者、一親等の親族、収入・財産を共有する者が対象になります。
2. COI状態の対象となる時期：抄録登録時から遡って過去１年間以内（平成28年4月以降）が対象になります。
3. COI状態の対象となる演題：第34回学術大会での演題発表（口演およびポスター）が対象になります。
4. COI申告書の提出方法：第34回日本障害者歯科学会総会および学術大会では、演題登録時にCOI状態を申告いただく事で「COI自己申告書の提出」とさせていただきます。
5. COI申告者：筆頭発表者がCOI申告者となります。筆頭発表者（口演、ポスター）は、発表演題に対する発表者全員のCOI状態を確認したうえで、演題登録時にCOI自己申告を行ってください。
6. 申告すべき項目：演題登録画面に記載されている①～⑨までの項目が対象になります。なお、COI状態がない場合も、必ずCOI自己申告が必要になります。
7. COI自己申告書の提出期限： 第34回日本障害者歯科学会総会および学術大会の演題募集締め切りに準じます。演題募集期間内に登録画面にて申告を行ってください。
8. 第34回学術大会時の発表に関わるCOI開示方法について
   * 口演発表の場合：最初か２枚目スライドにCOI状態を開示して下さい。（様式2を参照）
   * ポスター発表の場合：ポスターの最下段にCOI状態を開示して下さい。（様式2を参照）
9. お問い合わせ先：第34回日本障害者歯科学会総会および学術大会　運営事務局まで